

後期高齢者 医療制度 新しい被保険者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
平成27年7月15日頃に新しい被保険者証を送付します

被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月15日頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成26年中の所得により算出された平成27年度の住民税課税所得と平成26年（1月から7月までは平成25年）中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

▶医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額（月額）		入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）	該当条件
		個人単位（外来）	世帯単位（入院含む）		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ （医療費－267,000円） ×1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方※3 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額（年金・給与等収入合計）が一定の金額に満たない方（※4）は、市（区）町の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の方
低所得	Ⅱ	1割	8,000円	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 ○各所得が必要経費・控除（公的年金等控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者
	Ⅰ			100円	

- ※1 []内は過去12ヵ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- ※2 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額（申請が必要）
- ※3 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除（33万円）後の総所得金額などの合計額が210万円以下であれば、1割負担となります。
- ※4 ○同一世帯に被保険者が一人の場合：被保険者の収入額…383万円
○同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の方がいる場合：被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額…520万円
○同一世帯に被保険者が二人以上いる場合：被保険者全員の収入合計額…520万円

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税（表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当）の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月15日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、保険年金グループに申請してください。

後期高齢者 医療制度の 保険料額決定通知書を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター） ☎078(326)2021
※電話番号はおかけ間違いのないようお願いします。

平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を平成27年7月15日頃送付します。
後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline 47,603円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \left(\begin{array}{l} \text{平成26年1～12月の} \\ \text{総所得金額等}(\ast) \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 33万円 \end{array} \right) \times \text{所得割率}9.70\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①+②} \\ \hline \text{27年度保険料額} \\ \text{（最高限度額）} \\ \text{57万円} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額などは収入額から控除額を引いた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額など）は含みません。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

- ①年金からのお支払い【特別徴収】
特にお手続きいただく必要はありません。
また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。
- ②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】
7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

所得の低い方の軽減

以下の方は、平成26年中の所得に応じて平成27年度の保険料が軽減されます。

- ①均等割額
同一世帯内（世帯主と世帯内の被保険者）の平成26年中の総所得金額などが一定の金額以下の方。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（軽減後の均等割額：年額）
基礎控除額（33万円）	被保険者全員の所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円	9割（4,760円）※1
	上記以外	8.5割（7,140円）※1
	基礎控除額（33万円）+26万円（※2）×被保険者数	5割（23,801円）
	基礎控除額（33万円）+47万円（※2）×被保険者数	2割（38,082円）

- ※1 本来は7割軽減ですが、特例措置により9割または8.5割軽減となります。
- ※2 平成27年度保険料の低所得者軽減措置が拡充されました。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得（総所得金額など－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合、収入額が211万円）以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に被用者保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、特例措置により9割軽減されます。

該当される方は保険年金グループにお申し出ください。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象になりません。

- 災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の減免を受けることができます場合があります。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

国民健康保険税のお知らせ

▼問合せ 税務グループ ☎ 079 (435) 0358

保険税の税率

保険税は、医療分と後期高齢者支援金分と介護分の合計額で、医療分及び後期高齢者支援金分は74歳以下のすべての被保険者が、介護分は40歳以上64歳以下の被保険者が対象になります。

医療分の税率は、必要な医療費の額などを基に、後期高齢者支援金分と介護分の税率は、社会保険診療報酬支払基金に対しての後期高齢者支援金などと介護分の納付に要する費用などを基に、毎年見直しを行っています。保険税の一人当たりの負担額については、基金（貯金）の取り崩しや一般会計からの繰り入れにより抑えています。

平成27年度の国民健康保険税の税率は、表1の通りです。

税率は平成26年度から変更点はありません。

表1. 平成27年度国民健康保険税の税率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	13,200円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円		
課税限度額	520,000円	課税限度額	170,000円	課税限度額	160,000円
①所得割： 被保険者の26年中の所得金額から33万円を控除し、7.90%をかけた金額 ②均等割： 被保険者1人につき27,600円 ③平等割： 1世帯につき22,800円 1年間の保険税額=①+②+③ (最高52万円)		④所得割： 医療分と同様に計算し、2.00%をかけた金額 ⑤均等割： 被保険者1人につき6,800円 ⑥平等割： 1世帯につき5,400円 1年間の保険税額=④+⑤+⑥ (最高17万円)		⑦所得割： 医療分と同様に計算し、2.40%をかけた金額 ⑧均等割： 被保険者1人につき13,200円 1年間の保険税額=⑦+⑧ (最高16万円)	

※医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。
※介護分は、40歳になる月から65歳になる月の前月まで課税されます。

非自発的な理由で離職した人へ

非自発的な理由（解雇・会社倒産・雇止めなど）により離職し、国民健康保険に加入された人について、申告により国民健康保険税を軽減する制度が、平成22年4月1日より始まりました。

▼対象となる人

次のすべての条件に該当する人が対象となります。
①平成21年3月31日以降に離職した
②離職日において65歳未満である
③雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者（雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか）である。

※特例受給資格者および高年齢受給資格者の人は対象外です。
軽減の内容
前年の給与所得を100分の30として、所得割額の算定と均等割額および平等割額の軽減判定を行います。また、高額療養費などの所得区分の判定についても、前年の給与所得を100分の30として行います。

平等割の軽減措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移った方がいることにより、単身世帯（国保加入者が一人の世帯）となる世帯については、5年間平等割（医療分と後期高齢者支援金分）が2分の1となります。

また、5年経過後も3年間平等割が4分の1減額となります。

保険税の納め方

普通徴収：保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末（12月は25日）で、その日が休日または土曜日の場合には、翌営業日となります。

特別徴収：国民健康保険に加入する65歳以上75歳未満の世帯主の方で、左記の①～④の全てに該当する方は、原則として年金から納めていただくこととなります。

①世帯主が国民健康保険に加入している

②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である場合

③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合

④世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

また、平成27年度中に75歳になる方については、後期高齢者医療保険に加入される年になりますので、納めすぎを防ぐために、国民健康保険税は普通徴収に変更されます。

保険税の減免申請

失業、退職などにより所得が激減するなど、一定の要件を満たすときは、申請することによって保険税の減免を受けることができます。申請期限は、納期限の7日前

までとなっています。

所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者（世帯主）と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。ただし、確定申告や住民税の申告をした方、納税義務者や加入者の税法上の扶養となっている方（世帯主を除く）、給与や年金の支払報告書が提出されている方は不要です。

所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないにもかかわらず滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続をすることによって、医療費の7割分を請求することができます。

さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。

健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

国民健康保険税額の算出例を、モデルケースで紹介します。

モデルケース1－年金所得者

年金所得150万円（年金収入270万円）、夫婦2人世帯（夫70歳、妻70歳）、収入は世帯主のみの場合

<医療分>
(1) 所得割 (1,500,000円－330,000円) ×7.9%=92,430円
(2) 均等割 27,600円×2人=55,200円
(3) 平等割 1世帯につき 22,800円
医療分合計 (100円未満切捨て) 170,400円
<後期高齢者支援金分>
(1) 所得割 (1,500,000円－330,000円) ×2.0%=23,400円
(2) 均等割 6,800円×2人=13,600円
(3) 平等割 1世帯につき 5,400円
後期高齢者支援金分合計 (100円未満切捨て) 42,400円

<総合計>
保険税額
医療分+後期高齢者支援金分=212,800円
※65歳以上の方については、介護保険料が個別に請求されるため介護分はかかりません。

モデルケース2－事業所得者など

事業所得250万円、4人世帯（夫55歳、妻52歳、子ども2人）、収入は世帯主のみの場合

<医療分>
(1) 所得割 (2,500,000円－330,000円) ×7.9%=171,430円
(2) 均等割 27,600円×4人=110,400円
(3) 平等割 1世帯につき 22,800円
医療分合計 (100円未満切捨て) 304,600円
<後期高齢者支援金分>
(1) 所得割 (2,500,000円－330,000円) ×2.0%=43,400円
(2) 均等割 6,800円×4人=27,200円
(3) 平等割 1世帯につき 5,400円
後期高齢者支援金分合計 (100円未満切捨て) 76,000円

<介護分>
(1) 所得割 (2,500,000円－330,000円) ×2.4%=52,080円
(2) 均等割 13,200円×2人=26,400円
介護分合計 (100円未満切捨て) 78,400円
<総合計>
保険税額
医療分+後期高齢者支援金分+介護分=459,000円

口座振替のご利用を

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、便利な口座振替制度をご利用ください。ゆうちょ銀行・郵便局でもご利用いただけます。詳しくは、広報はりま6月号（前月号）をご覧ください。税務グループまでお問い合わせください。

▼問合せ 税務グループ ☎ 079 (435) 0358

福祉医療制度などの該当者に受給者証(黄色)を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人、障がい者(児)、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

現在受給者証をお持ちの方については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証(黄色)を郵送します。ただし、制度改正によって前年度と所得などが変わらなくても非該当となる場合がありますので、ご注意ください。

新たに対象となる方は、健康保険証、印鑑、平成27年度所得課税証明書(平成27年1月2日以降に転入された方)、障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)を持参のうえ、保険年金グループで申請をしてください。

対象者と助成内容は下記のとおりです。

老人医療費助成事業

		内 容	
対象者	65歳以上69歳以下の方		
所得制限基準	町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方		
一部負担金	定率2割負担【経過措置対象者のうち所得を有しない方は1割負担】		
負担限度額	低所得Ⅱの場合		低所得Ⅰの場合
	外来	月額 12,000円	月額 8,000円
	入院	月額 35,400円	月額 15,000円
	【低所得Ⅱの経過措置対象者】		【低所得Ⅰの経過措置対象者】
外来	月額 8,000円	月額 8,000円	
入院	月額 24,600円	月額 15,000円	

障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

		内 容	
対象者	・障がい程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障がい者 ・知的障がい者(療育A・B1判定) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象		
所得制限基準	世帯の町県民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方		
一部負担金	外来	1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担 【所得を有しない方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】	
	入院	定率1割負担(負担限度額月額2,400円)【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし	

乳幼児等医療費助成事業

		内 容	
対象者	出生から小学3年生まで		
所得制限基準	所得制限なし		
一部負担金	外来	一部負担金なし	
	入院	一部負担金なし	

こども医療費助成事業

		内 容	
対象者	小学4年生から中学3年生まで		
所得制限基準	所得制限なし		
一部負担金	外来	一部負担金なし	
	入院	一部負担金なし	

母子家庭等医療費助成事業

		内 容	
対象者	20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児		
所得制限基準	児童扶養手当の所得制限(全部支給)の基準を準用		
一部負担金	外来	1医療機関あたり、1日800円を限度に月2回(1,600円まで)の負担 【所得を有しない方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】	
	入院	定率1割負担(負担限度額 月額3,200円)【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降一部負担金なし	

※所得を有しない方とは、町県民税非課税世帯で、かつ、世帯全員の年金収入が80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下の方です。

年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金の第1号被保険者は、毎月の保険料(平成27年度は月額1万5千590円)を納める必要があります。しかしながら収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うってください。

免除制度は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階があります。申請をして本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付の全額もしくは一部を免除されます。

納付猶予制度は、20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付が猶予されます。免除が承認された期間は、年金の受給資格期間(25年間)には算入されませんが、年金額を計算するときには、保険料

免除の所得基準

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が、下記の所得基準の範囲内であれば免除などを受けることができます。

- 全額免除
35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
- 4分の3免除
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 半額免除
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 四分の一免除制度
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
※扶養親族等控除額
(38万円×配偶者・扶養親族)+(48万円×老人扶養親族)+(63万円×特定扶養親族)

若年者納付猶予の所得基準

本人・配偶者それぞれの前年所得が、下記の所得基準の範囲内であれば猶予を受けることができます。
35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円

失業などを理由とした免除は、失業などのあった月の前月から免除対象となり、申請年度の前年以降に失業などの事由が発生していることが条件となっています。通常審査の対象となる退職者の所得の状況を除外して審査が行われます。申請には、失業などの証明書類が必要です(添付書類参照)。

ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは認められないことがあります。配偶者・世帯主が退職(失業)したときにもこの制度を利用できます。

免除などの申請方法

免除などの申請は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口に添付書類を添えて提出します。複数年度の免除を申請する際は年度毎の枚数の申請書を提出します。

添付書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などの写し)